

JACDS ダイレクトニュース

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省情報

新しい情報を入手しましたのでお知らせします。

■ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に関しての電話や情報通信機器を用いた診療時の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて」

— 5月18日 日本チェーンドラッグストア協会あて医薬・生活衛生局・社会援護局事務連絡 別添1

内容

- 生活保護受給者に対する配送料等の負担分は生活保護の対象（医療扶助給付）となる旨の通知です。なお、薬局は配送料等を患者である生活保護受給者に請求し、そのうち被保護者が福祉事務所に給付申請を行うこととなりますので、薬局での取扱いは今までどおり、変更はありません。

■ 「被扶養者の収入の確認における留意点について(周知依頼)」

— 5月20日 日本チェーンドラッグストア協会あて保険局保険課事務連絡 別添2

内容

- 新型コロナウイルス感染症への対応により一時的に収入増となり、
 - 直近3カ月の収入を年収に換算すると130万円以上になる場合であっても直ちに被扶養者認定は取り消さないこと
 - 過去1年間の収入が130万円以上となった場合においても、原則被扶養者認定は取り消さないこと

留意点

- 健康保険の被扶養者要件は、本来労務管理の問題ですが、所得税の扶養控除要件（年収103万円以下）とならんで、登録販売者が管理者になるために必要な「5年間で1920時間の業務経験」獲得の阻害要因の一つとなっています（本年3月、協会の要望を受け算定方法の弾力化が実現しましたが、阻害要因であることは変わりません）。
- そこで今回の特例措置ですが、一時的とはいえ、登録販売者が業務経験時間数を積み上げることがそれだけ容易になります。登録販売者の勤務時間の管理上、ご留意ください。

文責 中澤

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569